

議第157号

都市計画街路事業（単独）に要する費用の一部負担について

県は、令和6年度において実施する都市計画街路事業（単独）に要する費用の一部を、地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条第1項の規定により、次のとおり負担させるものとする。

路線名	所在地		工種	負担額	負担者
	郡市	町村			
旅籠町八日町線	山形		道路改良事業	工事費の1/10に相当する額	山形市
東原村木沢線	〃		〃	〃	〃
柴橋日田線	寒河江		〃	〃	寒河江市
赤湯停車場線	南陽		〃	〃	南陽市
長井駅海田線	長井		〃	〃	長井市
羽黒橋加茂線	鶴岡		〃	〃	鶴岡市
道形黄金線	〃		〃	〃	〃

備考 事業費精算の結果、負担金の過納額又は不足額が千円未満である場合は、還付又は追徴を行わないものとする。

提案理由

都市計画街路事業（単独）に要する費用の一部を受益市に対し負担させるため、地方財政法第27条第2項の規定により提案するものである。

議第158号

下水道事業（単独）に要する費用の一部負担について

県は、令和6年度において実施する下水道事業（単独）に要する費用の一部を、下水道法（昭和33年法律第79号）第31条の2第1項の規定により、次のとおり負担させるものとする。

事業名	所在地		工種	負担額	負担者
	郡市	町村			
最上川流域下水道 （山形処理区）	山形		流域下水道事業	工事費の1/2に相当する額	山形市
（ 〃 ）	上山		〃	〃	上市市
（ 〃 ）	天童		〃	〃	天童市
（ 〃 ）	東村山	山辺	〃	〃	山辺町
（ 〃 ）	〃	中山	〃	〃	中山町
（ 〃 ） （村山処理区）	天童		〃	〃	天童市
（ 〃 ）	西村山	河北	〃	〃	河北町
（ 〃 ）	村山		〃	〃	村山市
（ 〃 ）	東根		〃	〃	東根市
（ 〃 ）	尾花沢		〃	〃	尾花沢市 大石田町 環境衛生 事業組合
（ 〃 ）	北村山	大石田	〃	〃	〃

事業名	所在地		工種	負担額	負担者
	郡市	町村			
最上川流域下水道 (置賜処理区)	南陽		流域下水道事業	工事費の1/2に相当する額	南陽市
〃 ( 〃 )	東置賜	高畠	〃	〃	高畠町
〃 ( 〃 )	〃	川西	〃	〃	川西町
最上川下流 流域下水道 (庄内処理区)	鶴岡		〃	〃	鶴岡市
〃 ( 〃 )	酒田		〃	〃	酒田市
〃 ( 〃 )	東田川	三川	〃	〃	三川町
〃 ( 〃 )	〃	庄内	〃	〃	庄内町

備考 事業費精算の結果、負担金の過納額又は不足額が千円未満である場合は、還付又は追徴を行わないものとする。

#### 提案理由

下水道事業（単独）に要する費用の一部を受益市町及び組合に対し負担させるため、下水道法第31条の2第2項の規定により提案するものである。

議第159号

道路事業（単独）に要する費用の一部負担について

県は、令和6年度において実施する道路事業（単独）に要する費用の一部を、道路法（昭和27年法律第180号）第52条第1項の規定により、次のとおり負担させるものとする。

路 線 名	所 在 地		工 種	負 担 額	負 担 者
	郡 市	町 村			
国 道 3 4 8 号	山 形		道路改良事業	工事費の1/10に相当する額	山 形 市
山 形 白 鷹 線	〃		〃	〃	〃
上 山 蔵 王 公 園 線	上 山		〃	〃	上 山 市
山 形 山 寺 線	天 童		〃	〃	天 童 市
山 形 天 童 線	〃		〃	〃	〃
荒 谷 原 崎 線	〃		〃	〃	〃
天 童 高 原 山 口 線	〃		〃	〃	〃
日 和 田 松 川 線	寒 河 江		〃	〃	寒 河 江 市
貫 見 間 沢 線	西 村 山	西 川	〃	〃	西 川 町
国 道 2 8 7 号	〃	朝 日	〃	〃	朝 日 町
白 滝 宮 宿 線	〃	〃	〃	〃	〃
山 形 天 童 線	東 根		〃	〃	東 根 市
国 道 3 4 7 号	尾 花 沢		〃	〃	尾 花 沢 市
赤 坂 真 室 川 線	新 庄		〃	〃	新 庄 市
仁 田 山 平 岡 線	最 上	金 山	〃	〃	金 山 町
砂 子 沢 小 又 釜 淵 線	〃	真 室 川	〃	〃	真 室 川 町
戸 沢 大 蔵 線	〃	戸 沢	〃	〃	戸 沢 村

路 線 名	所 在 地		工 種	負 担 額	負 担 者
	郡 市	町 村			
国 道 2 8 7 号	米 沢		道路改良事業	工事費の1/10に相当する額	米 沢 市
〃	東置賜	川 西	〃	〃	川 西 町
米 沢 飯 豊 線	〃	〃	〃	〃	〃
国 道 2 8 7 号	西置賜	白 鷹	〃	〃	白 鷹 町
長 井 飯 豊 線	〃	飯 豊	〃	〃	飯 豊 町
国 道 3 4 5 号	鶴 岡		〃	〃	鶴 岡 市
菅野代堅苔沢線	〃		〃	〃	〃
面野山鶴岡線	〃		〃	〃	〃
湯田川羽前水沢停車場線	〃		〃	〃	〃
国 道 3 4 4 号	酒 田		〃	〃	酒 田 市
余 目 松 山 線	〃		〃	〃	〃
〃	東田川	庄 内	〃	〃	庄 内 町
比 子 八 幡 線	飽 海	遊 佐	〃	〃	遊 佐 町
下原山形停車場線	山 形		雪寒関連事業	工事費の0.5/10に相当する額	山 形 市
国 道 3 4 8 号	上 山		〃	〃	上 山 市
宮 宿 浮 島 線	西村山	朝 日	〃	〃	朝 日 町
国 道 3 4 7 号	尾花沢		〃	〃	尾花沢市
銀 山 温 泉 線	〃		〃	〃	〃
大石田名木沢線	北村山	大石田	〃	〃	大石田町
土内五日町線	新 庄		〃	〃	新 庄 市

路線名	所在地		工種	負担額	負担者
	郡市	町村			
舟形大蔵線	最上	舟形	雪寒関連事業	工事費の0.5/10に相当する額	舟形町
国道458号	〃	大蔵	〃	〃	大蔵村
米沢環状線	米沢		〃	〃	米沢市
綱木米沢停車場線	〃		〃	〃	〃
玉庭時田糠野目線	〃		〃	〃	〃
米沢高畠線	東置賜	高畠	〃	〃	高畠町
米沢浅川高畠線	〃	〃	〃	〃	〃
口田沢川西線	〃	川西	〃	〃	川西町
長井停車場線	長井		〃	〃	長井市
国道348号	西置賜	白鷹	〃	〃	白鷹町
米沢飯豊線	〃	飯豊	〃	〃	飯豊町
槻代鶴岡線	鶴岡		〃	〃	鶴岡市
国道345号	飽海	遊佐	〃	〃	遊佐町
山形白鷹線	山形		側溝整備事業	工事費の1/10に相当する額	山形市
山形朝日線	〃		〃	〃	〃
山形永野線	〃		〃	〃	〃
妙見寺西蔵王公園線	〃		〃	〃	〃
下原山形停車場線	〃		〃	〃	〃
白石上山線	上山		〃	〃	上市市
上山七ヶ宿線	〃		〃	〃	〃

路 線 名	所 在 地		工 種	負 担 額	負 担 者
	郡 市	町 村			
上山蔵王公園線	上山		側溝整備事業	工事費の1/10に相当する額	上山市
狸森上山線	〃		〃	〃	〃
萱平河崎線	〃		〃	〃	〃
山形天童線	天童		〃	〃	天童市
天童寒河江線	〃		〃	〃	〃
天童高原山口線	〃		〃	〃	〃
山形朝日線	東村山	山辺	〃	〃	山辺町
山形山辺線	〃	〃	〃	〃	〃
羽前山辺停車場線	〃	〃	〃	〃	〃
国道287号	寒河江		〃	〃	寒河江市
天童河北線	西村山	河北	〃	〃	河北町
岩根沢綱取線	〃	西川	〃	〃	西川町
宮宿浮島線	〃	朝日	〃	〃	朝日町
大江西川線	〃	大江	〃	〃	大江町
東根尾花沢線	東根		〃	〃	東根市
尾花沢関山線	尾花沢		〃	〃	尾花沢市
新庄戸沢線	新庄		〃	〃	新庄市
新庄鮭川戸沢線	〃		〃	〃	〃
雄勝金山線	最上	金山	〃	〃	金山町
舟形大蔵線	〃	舟形	〃	〃	舟形町

路線名	所在地		工種	負担額	負担者
	郡市	町村			
新庄次年子村山線	最上	舟形	側溝整備事業	工事費の1/10に相当する額	舟形町
真室川鮭川線	〃	真室川	〃	〃	真室川町
国道458号	〃	大蔵	〃	〃	大蔵村
新庄鮭川戸沢線	〃	戸沢	〃	〃	戸沢村
米沢南陽白鷹線	南陽		〃	〃	南陽市
国道113号	東置賜	高畠	〃	〃	高畠町
国道287号	〃	川西	〃	〃	川西町
川西小国線	〃	〃	〃	〃	〃
長井大江線	長井		〃	〃	長井市
寺泉舟場線	〃		〃	〃	〃
五味沢小国線	西置賜	小国	〃	〃	小国町
黒鴨鮎貝線	〃	白鷹	〃	〃	白鷹町
国道112号	鶴岡		〃	〃	鶴岡市
三瀬水沢線	〃		〃	〃	〃
国道344号	酒田		〃	〃	酒田市
浜中余目線	〃		〃	〃	〃
余目加茂線	東田川	三川	〃	〃	三川町
羽黒立川線	〃	庄内	〃	〃	庄内町
十里塚遊佐線	飽海	遊佐	〃	〃	遊佐町

備考 事業費精算の結果、負担金の過納額又は不足額が千円未満である場合は、還付又は追徴を行わないものとする。



提 案 理 由

道路事業（単独）に要する費用の一部を受益市町村に対し負担させるため、道路法第52条第2項の規定により提案するものである。

議第160号

急傾斜地崩壊対策事業（単独）に要する費用の一部負担について

県は、令和6年度において実施する急傾斜地崩壊対策事業（単独）に要する費用の一部を、地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条第1項の規定により、次のとおり負担させるものとする。

指定区域名	所在地		工 種	負 担 額	負 担 者
	郡 市	町 村			
若 木	山 形		急傾斜地崩壊対策事業	工事費の2/10に相当する額	山 形 市
西 向	〃		〃	〃	〃
町 浦	〃		〃	〃	〃
慈恩寺(2)	寒河江		〃	〃	寒河江市
大 淀	村 山		〃	〃	村 山 市
長 善 寺	〃		〃	〃	〃
銀 山	尾花沢		〃	〃	尾花沢市
木 友	最 上	舟 形	〃	〃	舟 形 町
一 の 関	〃	〃	〃	〃	〃
平 岡 ( 1 )	〃	真室川	〃	〃	真室川町
平 岡 下	〃	〃	〃	〃	〃
川 口	〃	鮭 川	〃	〃	鮭 川 村
新 道	〃	〃	〃	〃	〃
神 田 ( 2 )	〃	戸 沢	〃	〃	戸 沢 村
漆 山 ( 6 )	南 陽		〃	〃	南 陽 市
池 黒 ( 1 )	〃		〃	〃	〃
平 谷 地	東置賜	川 西	〃	〃	川 西 町

指定区域名	所在地		工 種	負 担 額	負担者
	郡 市	町 村			
芦 沢	長 井		急傾斜地崩壊対策事業	工事費の2/10に相当する額	長 井 市
箕和田	西置賜	白 鷹	〃	〃	白 鷹 町
大林寺(6)	〃	〃	〃	〃	〃
荒 砥	〃	〃	〃	〃	〃
加 茂	鶴 岡		〃	〃	鶴 岡 市
鷲 嶽 沢	〃		〃	〃	〃
内 田 元	〃		〃	〃	〃
大 針	〃		〃	〃	〃
山 楯	酒 田		〃	〃	酒 田 市
村 前	〃		〃	〃	〃
道 ノ 上	〃		〃	〃	〃
大 道 東	〃		〃	〃	〃

備考 事業費精算の結果、負担金の過納額又は不足額が千円未満である場合は、還付又は追徴を行わないものとする。

#### 提 案 理 由

急傾斜地崩壊対策事業（単独）に要する費用の一部を受益市町村に対し負担させるため、地方財政法第27条第2項の規定により提案するものである。